名古屋都心エリアの魅力発信と周遊促進事業
海外交通広告業務委託 仕様書

１ 業務の趣旨

名古屋市では、ポップカルチャー、アート、映画、音楽等の文化的魅力が集積する都心エリアを中心に、多様な観光コンテンツが展開されている。これらの魅力を海外市場に向けて効果的に発信し、海外からの誘客を促進するとともに、名古屋都心エリアを起点とした周遊観光の促進につなげていくことが重要である。

本業務では、台湾を対象市場とし、現地における主要な交通インフラである鉄道（MRT等）を活用した広告展開を実施することで、訪日旅行者の興味関心を喚起し、名古屋都心エリアの認知度向上及び来訪促進を図ることを目的とする。

また、J.フロント リテイリンググループが昨年度に続き実施する「POP IS YOU SAKAE」（以下、「本イベント」という。）を契機とした情報発信と連動させ、訪日意欲の醸成から実際の来訪につながるよう促進を図るものとする。

２ 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

＜スケジュール（予定）＞

年 月	項 目
令和8年6月8日（月）	契約締結
7月中旬～8月中旬（1か月間）	広告掲載
9月下旬	事業報告

３ 委託業務の内容

（１）基本方針

本事業は、本イベントの実施を主な契機として、訪日旅行者に向けた効果的な情報発信を行うものである。本イベントをフックとして、名古屋都心エリアにおけるアート、音楽、映画等の文化的魅力を広く発信し、当地域の新たな都市魅力の認知向上を図るとともに、海外からの来訪促進につなげることを目指す。

台湾市場を中心とした訪日旅行者に対し、現地の交通広告媒体（MRT等）を活用して情報発信を行うものである。交通広告は日常生活動線上で高い接触機会を有する媒体であることから、訪日旅行に関心を有する層に対して効果的にリーチし、名古屋都心エリアの認知向上及び来訪意欲の醸成を図ることを目的とする。

対象市場の旅行動向、情報収集行動、嗜好等を分析した上で、最適な媒体選定及び広告素材制作を行い、訪日旅行者に対して効果的な情報発信を行うこと。主なターゲットは、訪日旅行に関心がある、又は訪日を検討している層のうち、ポップカルチャー、アート、エンターテインメント等に関心を有する20～40代※MZ世代を中心とする。

※ミレニアル世代とZ世代を合わせた呼び方で、1980年代から2000年代に生まれた世代のこと

また、交通広告単体ではなく、名古屋観光コンベンションビューロー（以下、ビューロー）が提示する本イベントのランディングページ等との連動を図り、実来訪につながる導線設計を行うこと。

対象イベント実施期間（予定）：令和8年7月22日（水）～8月16日（日）

（２）実施内容

ア 海外交通広告の企画・実施

台湾市場における鉄道広告（MRT 等）を活用した広告展開を実施すること。

実施にあたっては以下を考慮すること。

・台湾主要都市における交通広告媒体を活用すること

・駅構内広告、車内広告、デジタルサイネージ等、効果的な媒体を選定すること

・掲出エリア、媒体種別、掲出期間、掲出量について具体的に提案すること

・媒体選定にあたり、接触者数、ターゲット属性、効果等の根拠を明確にすること

・広告内容は基本方針を踏まえたものとし、ビューローと協議を経て決定すること

・掲出に必要な各種手続（媒体社との調整、審査対応等）を行うこと

イ 広告素材の制作

交通広告に使用する広告素材を制作すること。

・ビューローが指定するキービジュアル等を活用したデザインとすること

・繁体字を基本とした多言語対応とすること

・翻訳手法は問わないが、ネイティブチェックを実施すること

・媒体仕様に応じた最適なデザインとし、ビューローとの協議を経て決定すること

・ビューローの修正指示に対応すること

ウ 掲出管理及び記録

交通広告の掲出に係る進行管理を適切に行うとともに、掲出状況の把握及び記録を行うこと。

・広告掲出に係る進行管理を行うこと

・掲出状況を写真等により記録すること

・掲出内容・期間・媒体の実績を整理すること

エ 効果測定・分析

本業務の成果を把握するため、以下の指標を用いた測定・分析を行うこと。

・広告接触者数（推計）

・QR コード等を活用した本イベントのランディングページへのアクセス数

・インプレッション等の媒体指標

・その他有効な指標の提案

オ その他自由提案

上記以外に、本事業の趣旨を達成するために受託者において実施可能なことがある場合は提案すること。

（３）事業の成果把握

成果指標（KPI）は以下のとおりとする。

・本イベントのランディングページのアクセス数: 対前年+3%

※前年:64,000 件

・広告接触数（推計）

期間:出稿後～令和 8 年 8 月中旬

※その他、名古屋都心の認知度向上に寄与したことや、実際の名古屋市への来訪につながったことが確認できる KPI 等について、把握することが可能な場合には積極的な提案を行うこと。

（４）成果物の提出

ア 事業報告書

・施策概要

・広告掲出内容
・効果測定結果
・分析・考察

イ 電子ファイル
・制作物データ
・掲出状況写真

ウ 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日(水)

4 その他

（1）受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。

（2）本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。

（3）受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。

（4）ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。

5 受託者の義務

（1）受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。

（2）一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を 確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。

（3）信用失墜行為の禁止受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

（4）受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

（5）本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条 から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。

（6）本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

（7）他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

（8）妨害又は不当要求に対する届出義務受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を 請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要 求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を 受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求

を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

（９）障害者を理由とする差別の解消の推進受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応 要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たって対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

(11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。

(12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

６ 問い合わせ先

（公財）名古屋観光コンベンションビューロー
観光部　国際グループ
担当：上野、滝
〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号
名古屋商工会議所ビル 11 階
TEL：(052) 202-1680　FAX：(052) 231-0922
E-mail：intl@ncvb.or.jp